



cutting through complexity

第4回 公的年金の分かりやすい
情報発信モデル事業検討会
平成26年10月8日

資料1-2

あずさ監査法人

公的年金の分かりやすい
情報発信モデル事業検討会

業務支援ツール案
(老齢基礎年金)

2014/10/8

老齡基礎年金 ご案内ガイド

手続きに必要な加入期間などのご確認

老齡基礎年金の受け取り手続きにあたって必要な加入期間や保険料の支払い状況をご確認いたします。

年金の受け取り内容のご確認

老齡基礎年金の年金額やお受け取り年齢の変更方法、年金額の増額のためのご加入のご案内をいたします。

何歳から？



年金額はいくら？



年金額を増やすには？



請求書類のご準備

必要書類リスト



請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご説明させていただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご案内いたします。

請求書類のご提出と 重要事項のご説明

重要事項説明書



請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご説明いたします。

老齡基礎年金 ご案内カード



手続に必要な加入期間などのご確認

ご案内カード

No.1,2,3,4,5,10,11

老齡基礎年金の受け取り手続にあたって必要な加入期間や保険料の支払い状況をご確認いたします。



年金の受け取り内容のご確認

老齡基礎年金の年金額やお受け取り年齢の変更方法、年金額の増額のためのご案内をいたします。

何歳から？

ご案内カードNo. **6,9**

年金額はいくら？

ご案内カードNo. **7,9,13,14**

年金額を増やすには？

ご案内カードNo. **8,9,10,12,13**



請求書類のご準備

ご案内カード



必要書類リスト



請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご説明させていただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご案内いたします。



請求書類のご提出と
重要事項のご説明

ご案内カード No. **15**

重要事項説明書



請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご説明いたします。

No.1

年金請求窓口のご確認ほか

年金請求窓口のご確認

- 20歳から60歳までに加入していた年金制度の内容によって、年金請求窓口は以下のようになっております。

年金制度の内容	請求窓口
第1号被保険者期間のみの方 (任意加入被保険者を含む)	当市区町村窓口
第2号被保険者期間のある方	年金事務所
第3号被保険者期間のある方	年金事務所

年金のご相談

問い合わせ先	電話番号	受付時間
〇〇年金事務所	〇〇-〇〇〇〇-xxxxx	平日 〇〇時～〇〇時 土日祝 〇〇時～〇〇時
街角の年金センター	〇〇-〇〇〇〇-xxxxx	平日 〇〇時～〇〇時 土日祝 〇〇時～〇〇時
年金ダイヤル	0570-05-1165	平日 〇〇時～〇〇時 土日祝 〇〇時～〇〇時
〇〇市町村役場	〇〇-〇〇〇〇-xxxxx	平日 〇〇時～〇〇時 土日祝 〇〇時～〇〇時

No.1

年金請求窓口のご確認ほか

✓ 国民年金被保険者の種類

国民年金被保険者の種類は職業などによって3種類あり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。

	どんな人が？	加入の届出先は？	保険料の納付は？
第1号被保険者 (20歳～60歳)	国内居住者である ・学生 ・自営業者 ・農林漁業者 等	お住まいの市区役所または町村役場	各自が納付
第2号被保険者	・会社員 ・公務員 等	お勤め先で事業主が届出	お勤め先で納付 (給料から天引き)
第3号被保険者 (20歳～60歳)	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者のお勤め先経由で届出	自己負担なし (配偶者が加入する年金制度が負担)

※なお、国民年金に任意加入する方も第1号被保険者となります。

老-NO.10

老-NO.11

No. 2

年金の受け取りに必要な加入期間

☑ 年金の受け取りに必要な加入期間

①国民年金の保険料を納めた期間



②国民年金保険料の免除、学生納付特例等の納付猶予を受けた期間
(一部納付(一部免除)の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めた期間であること)



③昭和36年4月以降の厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員であった期間



④第3号被保険者であった期間



⑤国民年金に任意加入できる方が任意加入していなかった期間など
(合算対象期間)

25年以上

※1

※1

消費税増税を前提に、年金の受け取りに必要な加入期間は平成27年10月に、**25年から10年に短縮される可能性があります。**

No. 2

年金の受け取りに必要な加入期間



受給資格チェックフローチャート

資格期間は25年以上ありますか？

はい

特例1

右の生年月日に応じて、資格期間は21年～24年以上ありますか？

- ・昭和2年4月1日以前・・・21年
- ・昭和2年4月2日～昭和3年4月1日・・・22年
- ・昭和3年4月2日～昭和4年4月1日・・・23年
- ・昭和4年4月2日～昭和5年4月1日・・・24年

はい

特例2

右の生年月日に応じて、厚生年金保険または共済組合の加入期間が20年～24年以上ありますか？

- ・昭和27年4月1日以前・・・20年
- ・昭和27年4月2日～昭和28年4月1日・・・21年
- ・昭和28年4月2日～昭和29年4月1日・・・22年
- ・昭和29年4月2日～昭和30年4月1日・・・23年
- ・昭和30年4月2日～昭和31年4月1日・・・24年

はい

特例3

右の生年月日に応じて、40歳（女性・坑内員・船員は35歳）以後の厚生年金保険の被保険者期間が15年～19年以上ありますか？

- ・昭和22年4月1日以前・・・15年
- ・昭和22年4月2日～昭和23年4月1日・・・16年
- ・昭和23年4月2日～昭和24年4月1日・・・17年
- ・昭和24年4月2日～昭和25年4月1日・・・18年
- ・昭和25年4月2日～昭和26年4月1日・・・19年

はい

特例4

次の特例のいずれかに該当しますか？

- (1) 昭和29年4月以前から引続く15年間に坑内員として実際に12年以上加入した。
- (2) 昭和61年3月31日までに漁船員の特例（実期間11年3か月以上）を満たしている（ただし昭和27年4月1日以前生まれの方に限る）。
- (3) 退職共済年金の特例受給の資格期間を満たした。
- (4) 恩給など旧制度で老齢（退職）給付を受けられる。

はい

いいえ

老齢基礎年金は受けられません。

厚生年金保険の被保険者期間がありますか？

いいえ

老齢厚生年金は受けられません。

はい

老齢厚生年金が受けられます。

老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たしています。

No. 3

保険料納付済期間

保険料納付済期間とは、20歳から60歳までに保険料を納めた期間をいいます。

国民年金（第1号被保険者）の場合、保険料納付済期間と保険料免除期間（及び合算対象期間）の合計が25年以上であること。

25年以上

保険料納付済期間

保険料免除期間

合算対象期間

保険料納付済期間とは？

- ・ 第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間（任意加入被保険者を含む）のうち、保険料を納めた期間
- ・ 保険料免除期間について、保険料を追納した期間
- ・ 第2号被保険者期間のうち、20歳以上60歳未満の期間
- ・ 昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金保険または船員保険の被保険者期間、共済組合等の加入期間のうち20歳以上60歳未満の期間
- ・ 第3号被保険者期間

国民年金（第1号被保険者）の場合、保険料納付済期間と保険料免除期間（及び合算対象期間）の合計が25年以上であること。

25年以上

保険料納付済期間

保険料免除期間

合算対象期間

保険料免除期間とは、以下の申請等を実施した期間をいいます。

1. 保険料免除期間

① 法定免除

第1号被保険者本人が法律に定められている条件に該当するときに、**本人の届出**により、納付されていない**保険料の納付義務が免除**される制度です。

免-NO.1

② 申請免除

本人・世帯主・配偶者の**それぞれの前年所得が一定額以下**の場合や**失業**した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に**困難な方が対象**となります。

免-NO.3

2. 納付猶予期間

① 学生納付特例

本人の所得が一定以下の学生が対象となります。家族の所得を問いません。

免-NO.2

② 若年者納付猶予

20歳から30歳未満の方（学生を除きます）で、

本人・配偶者の**それぞれの前年所得が一定額以下の方が対象**となります。

（世帯主の所得は関係しません。）

免-NO.4

■ 加入期間が足りない場合について

「保険料納付済期間」と「保険料免除期間」に「**合算対象期間**」を加えた期間が**25年以上**あれば老齢基礎年金の受給要件を満たすことになります。

加給年金額対象者であった人で、かつ、合算対象期間が25年以上あれば、老齢基礎年金の受給要件を満たすことになります。この場合、振替加算のみの老齢基礎年金が受給できます。

国民年金（第1号被保険者）の場合、保険料納付済期間と保険料免除期間（及び合算対象期間）の合計が25年以上であること。

25年以上

保険料納付済期間

保険料免除期間等

合算対象期間

※合算対象期間は、年金の受給資格期間としてみなすことができますが、

年金額には反映されません。

■合算対象期間一覧表

		S36.4	S37.12	S55.1	S57.1	S61.4	H3.4
1	被用者年金制度加入者	※1					
	〃 (20歳未満又は60歳以上)						
	〃 その配偶者						
2	被用者年金老齢年金 (満了) 受給権者						
	〃 その配偶者配偶者						
3	被用者年金受給資格満了者						
	〃 その配偶者						
4	被用者年金障害年金受給権者						
	〃 その配偶者						
5	被用者年金遺族年金受給権者						
6	国会議員						
	〃 その配偶者						
7	地方議会議員						
	〃 その配偶者						
8	学生 (高校・大学等)						
	学生 (専修学校・各種学校等)						
9	36.5～国籍等取得者在日期間						
10	国籍等取得海外居住期間						
11	在外邦人						
12	脱退手当金支給期間 (20歳未満含む)	※2					
13	退職一時金支給期間 (原資非凍結)	※3					
14	任意脱退期間						
15	通算対象期間	※1					
16	退職・減額退職年金支給期間 (S6.4.2以後生まれに限る)						

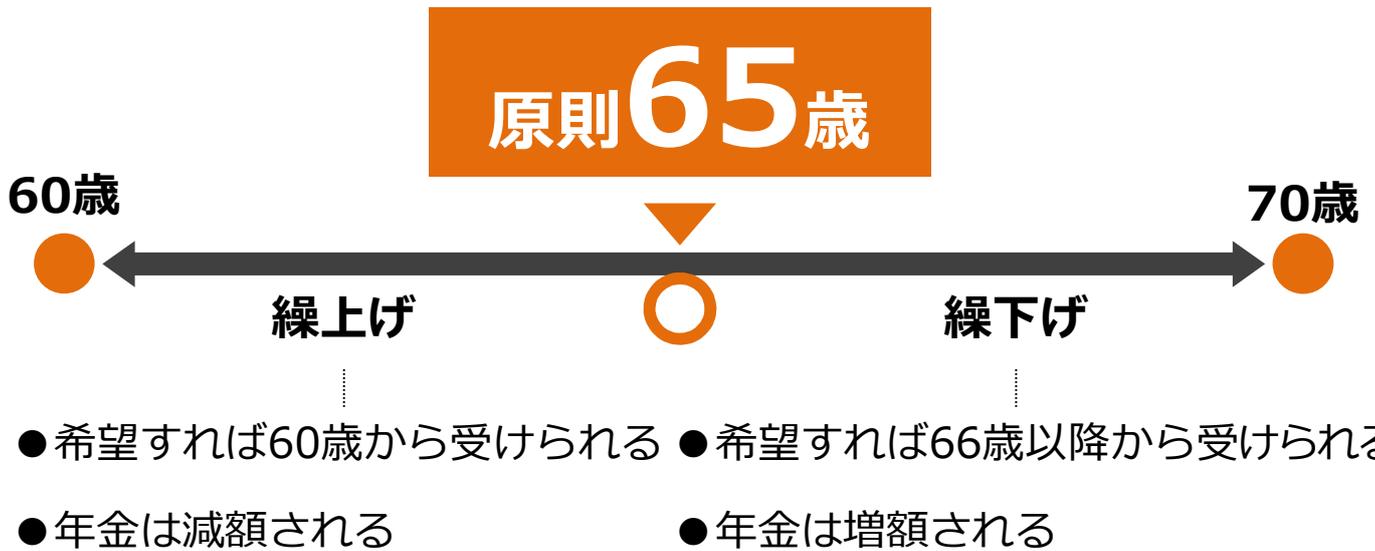
- ※1 ①厚生年金・船員保険はS36.4以後公的年金の加入期間があり、通算1年以上であること。
 ②S36.4.1前の共済組合員の期間はS36.4.1まで引き続いた期間であり、1年以上であること。
- ※2 S61.4.1から65歳到達日前日までに保険料納付済期間又は保険料免除期間を有することになった場合に限る。
- ※3 S36.4.1～S54.12.31までに退職一時金 (原資非凍結) の支給期間であること (S55.1.1以降の脱退一時金は含まれない)。

 : 合算対象期間

No. 6

いつから受けられる？

✓ 受け取り開始年齢



✓ いつからいつまで受け取れるのか

<65歳で請求>

65歳に達した日の翌月分から受け取りが開始され、権利が消滅した月まで受け取ることができます。

※65歳に達した日とは65歳の誕生日の前日のことです。

例：誕生日が4月20日の方の場合

⇒ 5月分からの受けとりになります。



<繰上げ・繰下げ請求>

請求した日の属する月の翌月分から受け取りが開始され、権利が消滅した月まで受け取ることができます。

No. 6

いつから受けられる？

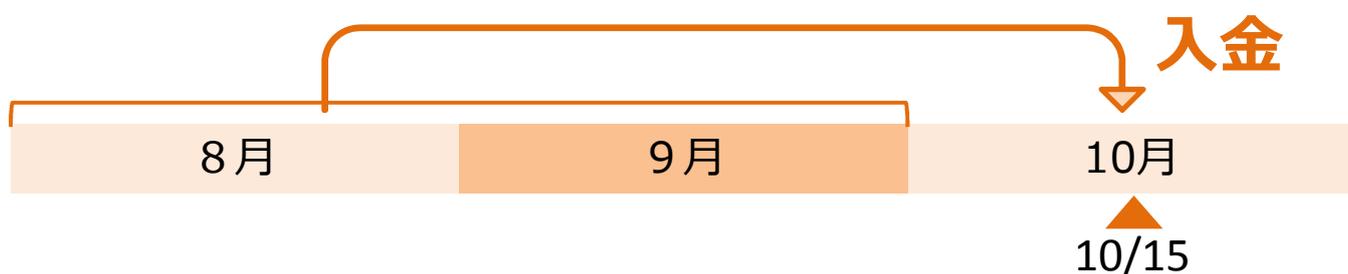
いつから入金されるか

<通常の入金>

- ・ **偶数月の15日**に入金されます。
- ・ 土曜日、日曜日、休日の場合はその直前の営業日に入金されます。

例：8月分と9月分の入金

10月15日に年金が振り込まれます



<最初の入金>

- ・ 初回支払分は、**偶数月又は奇数月の15日**（又は前営業日）に入金されます。
- ・ 最初に支払われるのは、支給開始月から直前の支払月の前月分までです。

例：受給権を6月に取得した場合

支給開始月の7月から直前の支給月の前月までの1か月分の年金額（7月分の年金額）が、10月15日に入金されます。※年金証書受領時期によっては、10月から入金日が前後することがあります。



例の場合には、通常の入金と合わせて初回に3か月分がまとめて入金されます。

No. 7

いくら? ~年金額の計算~



老齢基礎年金の年金額

※平成26年度の額

年金額 (満額) = **772,800**円 (月額64,400円)

老齢基礎年金の計算式

平成21年4月~

$$772,800円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{4}{8} + \text{1/4納付月数} \times \frac{5}{8} + \text{半額納付月数} \times \frac{6}{8} + \text{3/4納付月数} \times \frac{7}{8}}{480ヶ月 (40年)}$$

~平成21年3月

$$772,800円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{2}{6} + \text{1/4納付月数} \times \frac{3}{6} + \text{半額納付月数} \times \frac{4}{6} + \text{3/4納付月数} \times \frac{5}{6}}{480ヶ月 (40年)}$$

$$\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} + \text{1/4納付月数} + \text{半額納付月数} + \text{3/4納付月数} \leq 480ヶ月$$

No. 7

いくら? ~年金額の計算~

付加年金の年金額

老-NO.13

200円×付加保険料の納付月数

繰上げ・繰下げ受給した場合の年金額

老-NO.9

(老齢基礎年金 + 付加年金)の年金額×受給率

振替加算額

老-NO.14

222,400円×政令で定める率

 追納

免-NO.6

免除等の承認を受けた期間の保険料を後から納付することをいい、将来受け取る年金額を増やすことができます。

 後納

老-NO.12

後納制度とは、時効で納めることができなかつた国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、**過去10年分まで納めることができる制度**です。（追納分を含みます。）

この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかつた方が年金受給資格を得られる場合があります。

 任意加入

老-NO.10

65歳に達するまでの間、厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰上げ受給していないときは、60歳以降（申出された月以降）でも任意加入することができる制度です。
ただし、**遡って加入することはできません。**

任意加入をすると、さらに付加保険料を納めることにより、年金額の増額が可能です。

老-NO.13

 繰下げ支給

老-NO.9

66歳以後70歳になるまでの間に、年金を受け取る時期を遅らすことにより、受け取る年齢に応じて一定の割合で年金額が**増額**されます。

No. 9

繰上げ支給・繰下げ支給

☑ 受け取り開始年齢を繰上げ・繰下げた場合の年金額

	年齢	受給率	受給額
繰上げ	60歳	70%	540,960
	61歳	76%	587,328
	62歳	82%	633,696
	63歳	88%	680,064
	64歳	94%	726,432
	65歳	100%	772,800
繰下げ	66歳	108%	837,715
	67歳	117%	902,630
	68歳	125%	967,546
	69歳	134%	1,032,461
	70歳	142%	1,097,376

減少率 = (月数) × 0.5%、受給額は平成26年度をベース、増額率 = (月数) × 0.7%

↑ ● 年金受給率は生涯同じです。

↓ ● 取消、変更はできません。

↑ 繰上げの注意点

- 寡婦年金、事後重症などによる障害基礎年金が受けられなくなります。
- 国民年金に任意加入できなくなります。
- 追納することはできません。
- 65歳になるまで遺族厚生年金・遺族共済年金を併給できません。
- 遡って支給はされません。(請求した日の属する月の翌月分から支給されます。)

↓ 繰下げの注意点

- 繰下げできるのは、他年金の権利が発生するまでの間です。
- 他年金の権利が発生したら、すみやかに年金の請求手続きを行ってください。
- 繰下げ請求は、老齢基礎年金の権利発生から1年以上お待ちください。
- 加算額は、繰下げしても増額されません。
- 繰下げ請求の翌月分から年金をお支払いし、繰下げ待機は最大70歳までとなります。
- 「繰下げによる増額請求」または「増額のない年金をさかのぼって受給」のどちらか一方を選択できます。
- 繰下げ請求は、遺族が代わって行うことはできません。
- 在職中の方は、調整後の年金が増額の対象となります。

No. 9

繰上げ支給・繰下げ支給



繰上げ・繰下げ受給の増減率 (%)

※繰上げ・繰下げ受給を希望するときは月単位で増減率が異なります。

		月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
年齢 (請求時)														
繰 上 げ (△)	60歳	30.0	29.5	29.0	28.5	28.0	27.5	27.0	26.5	26.0	25.5	25.0	24.5	
	61歳	24.0	23.5	23.0	22.5	22.0	21.5	21.0	20.5	20.0	19.5	19.0	18.5	
	62歳	18.0	17.5	17.0	16.5	16.0	15.5	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0	12.5	
	63歳	12.0	11.5	11.0	10.5	10.0	9.5	9.0	8.5	8.0	7.5	7.0	6.5	
	64歳	6.0	5.5	5.0	4.5	4.0	3.5	3.0	2.5	2.0	1.5	1.0	0.5	
	65歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰 下 げ (+)	66歳	8.4	9.1	9.8	10.5	11.2	11.9	12.6	13.3	14.0	14.7	15.4	16.1	
	67歳	16.8	17.5	18.2	18.9	19.6	20.3	21.0	21.7	22.4	23.1	23.8	24.5	
	68歳	25.2	25.9	26.6	27.3	28.0	28.7	29.4	30.1	30.8	31.5	32.2	32.9	
	69歳	33.6	34.3	35.0	35.7	36.4	37.1	37.8	38.5	39.2	39.9	40.6	41.3	
	70歳	42.0(以降同じです)												

年金額の計算例 (40年間保険料を納めた場合)

<繰上げ>

<繰下げ>

～61歳8か月で請求した場合～

～68歳4か月で請求した場合～

減額(△) 154,560円
: 772,800円 × 20.0%

増額(+) 216,384円
: 772,800円 × 28.0%

年金累計額

<78歳2か月分まで>

65歳での請求 : 10,175,200円

61歳8か月での請求 : 10,167,960円

年金累計額

<80歳3か月分まで>

65歳での請求 : 11,785,200円

68歳4か月での請求 : 11,787,776円

78歳2か月分以降も受給できる場合は、65歳での請求の方がお得です。

80歳3か月分以降も受給できる場合は、68歳4か月で繰り下げ請求の方がお得です。

No.10 任意加入するとき（高齢任意加入）

☑ 納付方法

口座振替



任意加入の保険料の納付方法は、
口座振替が原則となっております。

No.11 任意加入するとき（特例高齡任意加入）

☑ 特例高齡任意加入制度

65歳の時点で受給権のない、もしくは、ない見込みの
昭和40年4月1日以前に生まれた被保険者が申出により
納付を続けることで受給権を確保する制度です。

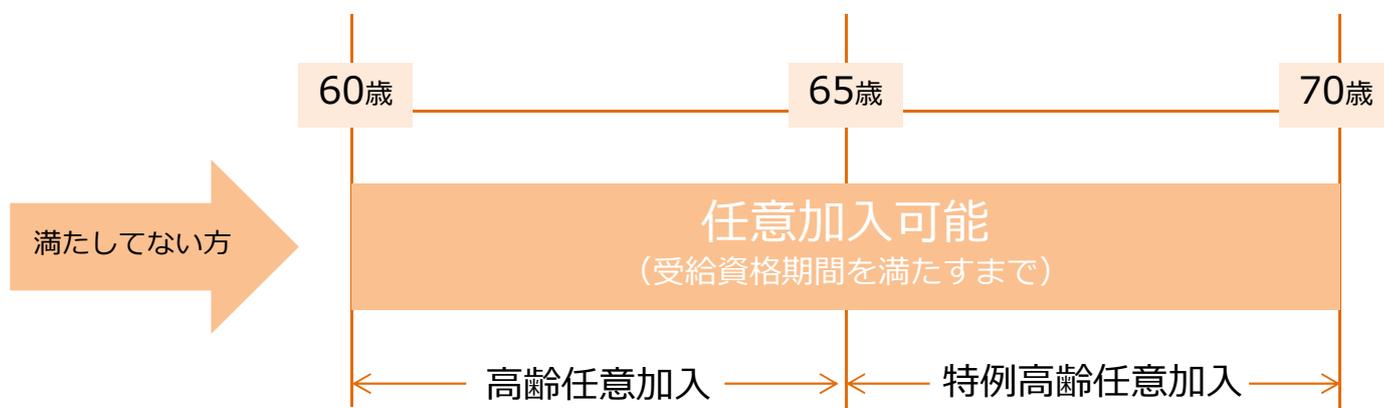
特例高齡任意加入が可能な方

受給資格期間（25年）を満たして
いない、もしくは、満たさない
見込みの方
(昭和40年4月1日以前に生まれた方)

加入期間

70歳までの間
(受給期間を満たすまで)

※年金額を増やすための特例高齡任意加入はできません。



☑ 納付方法

口座振替



任意加入の保険料の納付方法は、
口座振替が原則となっております。

☑ 後納制度

後納制度とは、時効で納めることができなかつた国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、**過去10年分まで納めることができる制度**です。

この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかつた方が年金受給資格を得られる場合があります。

後納する保険料額は政令で定める額を加算した額となります。

対象年度	26年度中に後納する場合の1カ月分の保険料額		
	当時の保険料額 (A)	政令で定める加算 額 (B)	後納する保険料額 (A) + (B)
平成16年度	13,300	1,450	14,750
平成17年度	13,580	1,210	14,790
平成18年度	13,860	980	14,840
平成19年度	14,100	780	14,880
平成20年度	14,410	590	15,000
平成21年度	14,660	410	15,070
平成22年度	15,100	240	15,340
平成23年度	15,020	110	15,130
平成24年度	14,980	0	14,980

注) 加算額は、毎年度更、改訂されます。

No.13

付加保険料

☑ 付加保険料

付加保険料（月額400円）を納めた場合、
年額で【**200円×付加保険料を納めた月数**】の付加年金が
加算されます。

例えば、20歳から60歳までの40年間、付加保険料を納めていた場合
の受け取る年金額は次のとおりとなります。

$$200円 \times 480月（40年） = \underline{96,000円}$$

※付加保険料を40年間納めていた場合の支払合計額は次のとおりと
なります。

$$400円 \times 480月（40年） = \underline{192,000円}$$

なお、付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はあり
ません。

○ 40年間付加保険料を納めた場合



振替加算

次の要件を条件を満たしている場合は、老齢基礎年金の額に加算がされます。

ご本人が老齢基礎年金を受給する資格を得たとき（満65歳到達時）において、その配偶者が受けている**年金の加給年金額の対象**となっていたこと

+

ご本人が大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれていること

+

ご本人が老齢基礎年金の他に老齢厚生年金や退職共済年金を受けている場合は、**厚生年金保険または共済組合等の加入期間が240月未満**であること、または、ご本人の厚生年金保険の35歳以降の（夫は40歳以降の）加入期間が、次の表未満であること

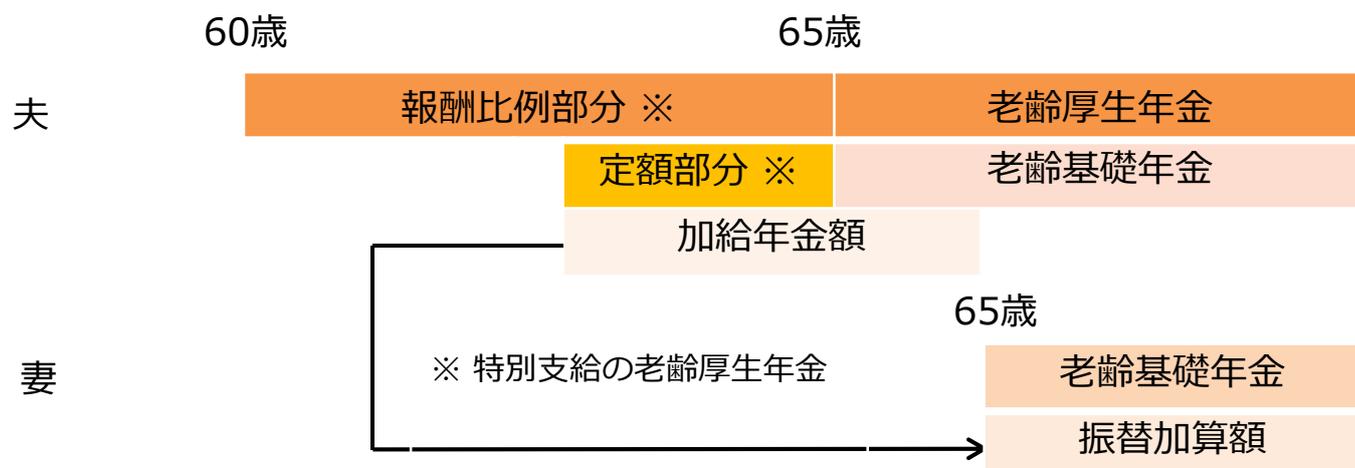
妻（夫）の生年月日	加入期間
昭和22年4月1日以前	180月（15年）
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	192月（16年）
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	204月（17年）
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	216月（18年）
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	228月（19年）

配偶者の生年月日	政令で定める率	年額	月額
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	1	222,400円	18,533円
昭和 2年4月 2日～昭和3年4月1日	0.973	216,400円	18,033円
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	0.947	210,600円	17,550円
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	0.92	204,600円	17,050円
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	0.893	198,600円	16,550円
⋮	⋮	⋮	⋮
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	0.093	20,700円	1,725円
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	0.067	14,900円	1,241円
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	0.067	14,900円	1,241円
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	0.067	14,900円	1,241円
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	0.067	14,900円	1,241円
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	0.067	14,900円	1,241円
昭和41年4月2日以後	-	-	-

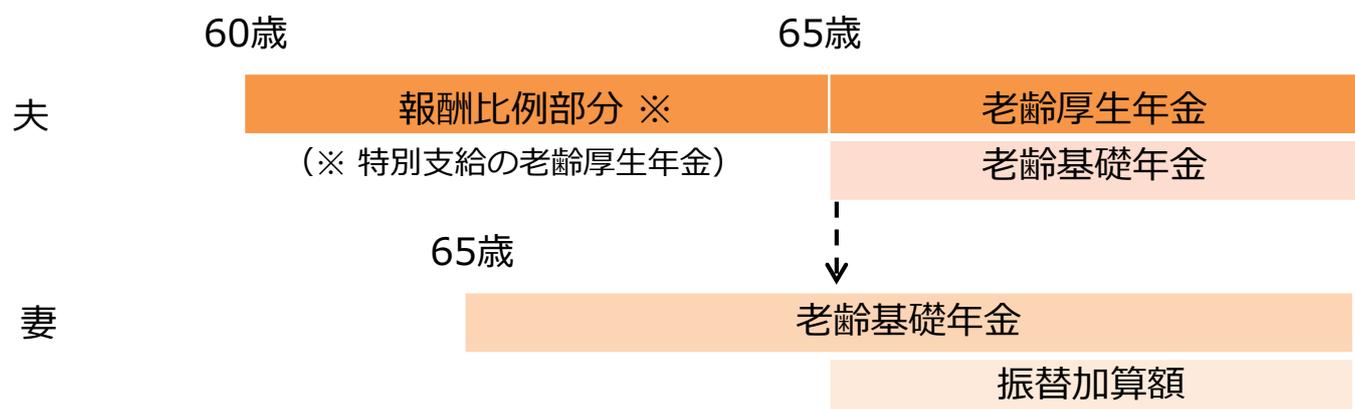
No.14

振替加算

<一般例>

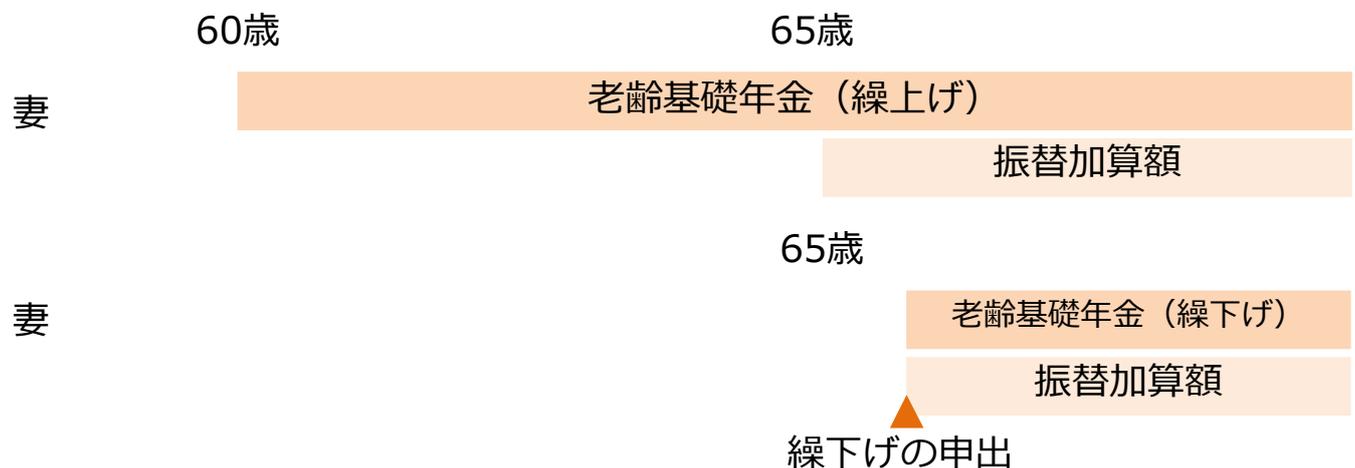


<妻が年上の例>



夫が加給年金を受給する権利を取得した時点で妻の年齢がすでに65歳になっていた場合
⇒ 届け出により、その時点で振替加算が行われます。

<繰上げ、繰下げを行った例>

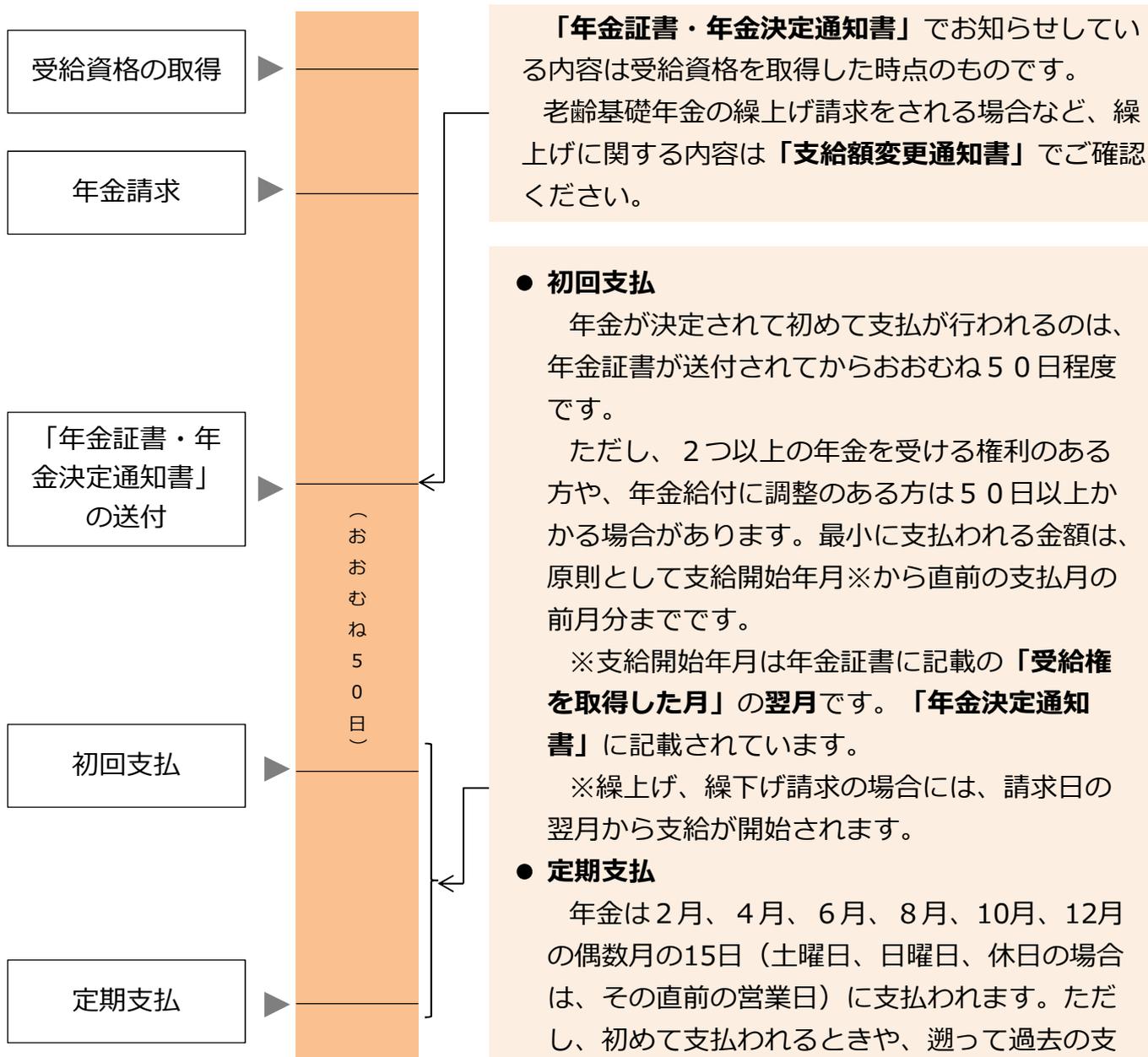


繰上げ⇒支給は65歳から

繰下げ⇒支給は老齢基礎年金と同時。ただし、増額はされません。

✓ 年金の決定と支払

年金請求の手続きが終わると下図のように各種通知書等が送付され、年金の支払が行われます。



「年金振込通知書」「年金支払通知書」は、年金額が変更にならない限り、年1回6月頃に届きます。



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

年金請求書記載例

記入例

年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

- ・この年金請求書には、日本年金機構でお預かりしている情報をあらかじめ印字しております。その印字内容をご確認ください。印字内容が異なっている場合は、二重線を引いて訂正してください。（訂正した箇所については、別途手続きが必要ですので、年金事務所等にご相談ください）
- ・年金を受ける方が記入する箇所は （黄色）の部分です。
- ・代理人の方が提出する場合は、年金を受ける方が15ページの委任状をご記入ください。
- ・①～⑳の番号は処理する際の番号です。

届書コード 7 1 1	年金コード 1 1 5 0	B C	⑧ 市区町村 受付年月日	年金事務所等 受付年月日
⑥ 作成原因 01	⑦ 進捗番号			

1. 年金を受ける方ご本人について印字内容を確認のうえ、太枠内をご記入ください。
（住所の 欄にフリガナを記入し、署名または押印してください）

⑳ 郵便番号	168-0071	性別 男
㉒ フリガナ	スギナミクタカイドニシ 3-5-24 ○○マンション205ゴウシツ	
住所	杉並区高井戸西 3-5-24 ○○マンション205号室	
㉑ フリガナ	ネンキン タロウ	
氏名	年金 太郎 郎 様	
署名欄	年金 太郎 (印)	社会保険労務士の提出代行者印 (印)

イメージ

※年金を受ける方が自ら署名する場合は、押印は不要です。
（代理人等が年金を受ける方の氏名を記入した場合は、押印が必要です）

① 基礎年金番号	9 9 9 9 - 6 5 4 3 2 1	② 生年月日	昭和 27 年 6 月 6 日
電話番号 1	(0 3) - (1 2 3 4) - (× × × ×)	電話番号（携帯番号も可）をご記入ください。	
電話番号 2	(0 9 0) - (8 7 6 5) - (× × × ×)	予備の電話番号（携帯番号も可）があればご記入ください。	
配偶者はいますか	はい ・ いいえ	「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。	

(1) 印字されている基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳の記号番号をすべてご記入ください。同封の「年金の請求手続きのご案内」（以下「同封のパンフレット」という）の4ページの2の番号5をご覧ください。

厚生年金保険 国民年金 船員保険 の手帳記号番号	-	-	-
-----------------------------------	---	---	---

(2) 「住民票コード」をご記入ください。※記入は必須ではありません。
住民票コードをご記入いただくことにより、生年月日に関する書類の添付が不要になる場合があります（同封のパンフレットの2ページをご覧ください）。また、年1回の現況の確認（現況届）や住所変更届等の提出が不要となります。

⑬ 年金を受ける方の住民票コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	(注) 住民票コードに異なることは、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください。
------------------	-----------------------	---

※ご記入いただいていない場合であっても、年金決定後に氏名、生年月日、性別および住所が住民基本台帳ネットワークの情報と一致した場合は、住民票コードを登録させていただきます。



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

年金請求書記載例

届書コード 7 1 1	届書	年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)		様式第101号
年金コード 1 1 5 0	老齢基礎年金・老齢年金 老齢厚生年金・特例老齢年金		B C	
<p>○ のなかに必要事項を記入してください。 ○フリガナはカタカナで記入してください。 ○請求者が自ら署名する場合には、請求者の押印は不要です。</p>				
<p>※基礎年金番号が交付されていない方は、①、③の「基礎年金番号」欄の記入の必要はありません。</p>				
請求者	① 基礎年金番号	2 4 1 5 1 2 5 6 9 0	⑤ 記録不要制度 (厚) (船) (国)	⑥ 作成原区 01
	② 生年月日	大 平 2 7 0 4 2 0 3 5 7	⑨ 船戦加	⑩ 受付
配偶者	③ 基礎年金番号	2 4 7 9 1 1 2 3 4 6	⑪ 重	⑫ 未属
	④ 生年月日	大 平 3 0 0 2 1 5 3 5 7	⑬ 支属	⑭ 配 状
⑳ 請求者の氏名	(フリガナ) ネンキン タロウ (氏) 年金 太郎	性別 男	⑮ 沖縄	⑯ 基線
㉓ 郵便番号	1 6 8 0 0 7 1	㉔ (フリガナ) スギナミ 郡市 杉並 区 町村	⑰ 厚線	⑱ 下支え障害
住所コード	◆記入不要	住所 高井戸西3丁目5番24号	⑲ 旧令	⑳ 障害
㉒ (雇用保険被保険者番号) (雇用保険被保険者証の交付を受けた方のみ記入してください) 5 0 2 0 5 3 1 2 5 6 3				
請求者	① に記入した基礎年金番号と異なる番号があるときは、その番号を記入してください。			
	厚生年金保険	国民年金		
配偶者	③ 配偶者の基礎年金番号」欄を記入していない方で、過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがある方は、加入していた制度の年金手帳の番号を記入してください。			
	厚生年金保険	国民年金		
あなたと配偶者の住所が異なるときは、下欄に配偶者の住所および性別を記入してください。				
	郵便番号	住所	住所コード	性別
	◆記入不要	◆記入不要	◆記入不要	男 女 1 2
受取機関	②⑤ 金融機関	銀行 年金 高井戸	本店 支店 出張所	
	②⑥ 金融機関コード	②⑧ 支店コード	②⑨ 預金種別	③⑩ 預金通帳の口座番号
	◆記入不要	◆記入不要	① 普通 ② 当座	1 2 3 4 5 6 7
	②⑦ 支払局コード	③① 貯金通帳の口座番号		金融機関の証明
	◆記入不要	記号(左詰めでご記入ください)		ゆうちょ銀行(郵便局)の証明
	1	0 -		印

※口座をお持ちでない方や口座での受け取りに困難な事情がある方は、受取方法について「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

年金請求書記載例

<ア欄 配偶者と子>

⑦ 31 配偶者	氏名		連絡欄					
	(フリガナ) ネン キン (氏) 年金	(名) ハナコ 花子						
32 子	氏名		生年月日				障害の状態	診
	(フリガナ) ネン キン (氏) 年金	(名) ジロウ 次郎	昭 平 年 月 日 5 7 0 9 0 9 1 3			障害の状態に ある ない	◆ 記入	
	(フリガナ) (氏)	(名)	昭 平 年 月 日 5 7			障害の状態に ある ・ ない	◆ 不要	

<イ欄 配偶者の年金>

① あなたの配偶者は、公的年金制度等(表2参照)から年金を受けていますか。番号を○で囲んでください。

① 老齢・退職の年金を受けている	② 障害の年金を受けている	③ いずれも受けていない	④ 請求中	制度名(共済組合名等)	年金の種類
------------------	---------------	--------------	-------	-------------	-------

受けていると答えた方は下の欄に必要事項を記入してください(年月日は支給を受けることになった年月日を記入してください)。

制度名(共済組合名等)	年金の種類	年月日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
厚生年金	障害	15.2.14	1950

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害をいいます。

<ウ欄 ご本人の年金>

② あなたは、現在、公的年金制度等(表2参照)から年金を受けていますか。番号を○で囲んでください。

① 受けている	② 受けていない	③ 請求中	制度名(共済組合名等)	年金の種類
---------	----------	-------	-------------	-------

受けていると答えた方は下の欄に必要事項を記入してください(年月日は支給を受けることになった年月日を記入してください)。

制度名(共済組合名等)	年金の種類	年月日	年金証書の年金コードまたは記号番号等

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。

<住民票コード>

67	請求者の住民票コード									
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

年金請求書記載例

<①～④欄 職歴>

① 次の年金制度の被保険者または組合員となったことがあるときは、その番号を○で囲んでください。

① 国民年金法	② 厚生年金保険法	③ 船員保険法(昭和61年4月以後を除く)
④ 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法	⑤ 国家公務員共済組合法	⑥ 地方公務員等共済組合法
⑦ 私立学校教職員共済法	⑧ 旧市町村職員共済組合法	⑨ 地方公務員の退職年金に関する条例
		⑩ 恩給法

④ 履歴(公的年金制度加入経過) 電話番号1 (03)-(3334)-(〇〇〇〇)【携帯番号も可】
電話番号2 (03)-(5678)-(1234)【予備の電話番号(携帯番号も可)があれば記入してください】
※できるだけわくわく、正確に記入してください。

(1) 事業所(船舶所有者)の名称および船員であったときはその船舶名	(2) 事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3) 勤務期間または国民年金の加入期間	(4) 加入していた年金制度の種類	(5) 備考
最初	八王子市大塚 1-2-301	45・4・19 から ・9・19 まで	① 国民年金 ② 厚生年金保険 ③ 厚生年金(船員)保険 ④ 共済組合等	
2	山田建設(株) 千代田区水町 2-6	45・9・20 から 60・3・31 まで	① 国民年金 ② 厚生年金保険 ③ 厚生年金(船員)保険 ④ 共済組合等	
3	美化学(株) 高井戸支店 杉並区高井戸 3-5-6	60・4・1 から 在・職・中まで	① 国民年金 ② 厚生年金保険 ③ 厚生年金(船員)保険 ④ 共済組合等	千代田 やま60

⑥ 最後に勤務した事業所または現在勤務している事業所について記入してください。

1 事業所(船舶所有者)の名称を記入してください。	名称	美化学(株)高井戸支店
2 健康保険(船員保険)の被保険者証の記号番号がわかる場合は記入してください。	記号	杉並KD
	番号	1010

⑦ 個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意継続被保険者となったことがありますか。

「はい」と答えた方は、その保険料を納めた年金事務所(社会保険事務所)の名称を記入してください。

その保険料を納めた期間を記入してください。

第四種被保険者(船員年金任意継続被保険者)の整理記号番号を記入してください。

記号

番号

<⑤欄 生計維持>

生計維持証明

右の者は、請求者と生計を同じくしていたことを申し立てる。
(証明する)

平成 25 年 4 月 25 日

請求者(証明者) 住所 杉並区高井戸西3丁目5番24号
氏名 年金 太郎

氏名	続柄	
	年金 花子	妻
年金 次郎	次男	

(注) 1. この申立は、民生委員、町内会長、事業主、年金委員、家主などの第三者の証明に代えることができます。
2. この申立(証明)には、世帯全員の住民票(コピー不可)を添えてください。

1. 請求者によって生計維持していた方について記入してください。	※確認印	*年金事務所の確認事項
(1)配偶者の年収は850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ ()印	ア 健保等被扶養者(第三号被保険者) イ 加算額または加給年金額対象者 ウ 国民年金保険料免除世帯 エ 義務教育終了前 オ 高等学校等在学中 カ 源泉徴収票・非課税証明等
(2)子(名: 次郎)の年収は850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ ()印	
(3)子(名:)の年収は850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ ()印	
(4)子(名:)の年収は850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ ()印	
2. 配偶者によって生計維持していた請求者について記入してください。		
年収は、850万円未満(注)ですか。	はい・いいえ ()印	
3. 上記1および2で「いいえ」と答えた者のうち、その者の収入がこの年金の受給権発生当時に降おおむね5年以内に850万円未満(注)となる見込みがありますか。	はい・いいえ	

(注)平成6年11月8日までに受給権が発生している方は「600万円未満」となります。
※ 請求者が申立てを行う際に自ら署名する場合は、請求者の押印は不要です。

平成 25 年 4 月 25 日提出



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

年金請求書記載例

<年金と税金>

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

対象年(提出年) 平成 年

1150

※提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります(申告書は、年金事務所に用意してあります)。

- ご本人の氏名、性別、基礎年金番号、生年月日、住所等をご記入のうえ、**必ず押印**してください。
(国税通則法第124条の規定により押印しなければなりません)

氏名	(フリガナ) ネンキン タロウ	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
	年金 太郎	生年月日	明・大・昭 27年 4月 20日
住所	168-8505 杉並区高井戸西3丁目5番24号	電話番号	03-3334-0000
	建物名		
基礎年金番号	2415125690	提出日	平成 25年 4月 25日

- 上記の提出年の扶養親族等の状況について記入してください。
(ご本人に控除対象配偶者や扶養親族等がなく、ご本人自身が障害者・寡婦・特別寡婦・寡夫に該当しない場合は、下記事項を記入する必要はありません)

イメージ

	氏名	続柄	生年月日	障害	同居・別居の区分	所得の種類・金額
あ 控除対象配偶者	年金 花子	夫	明・大・昭 平	普通障害	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	0 万円
		妻	30年 2月 15日	特別障害	<input type="radio"/> 同居 <input checked="" type="radio"/> 別居	0 万円
い 控除対象扶養親族(16歳以上)	年金 次郎	特定老人	明・大・昭 平	普通障害	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	0 万円
		特定老人	9年 9月 13日	特別障害	<input type="radio"/> 同居 <input checked="" type="radio"/> 別居	0 万円
う 扶養親族(16歳未満)	年金 好子	孫	平成	普通障害	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	0 万円
			12年 7月 6日	特別障害	<input type="radio"/> 同居 <input checked="" type="radio"/> 別居	0 万円
う え お 摘要				本人障害	<input checked="" type="radio"/> う	普通障害 特別障害
				寡婦・寡夫	<input checked="" type="radio"/> え	寡婦 特別寡婦 寡夫

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

場合に応じて提出・添付するもの①

● 老齢基礎年金支給繰上げ請求書（繰上げ請求する場合）

様式第102号

厚生年金保険・国民年金 老齢厚生年金・老齢基礎年金支給繰上げ請求書

課所符号				進達番号			

①	基礎年金番号	2	4	1	5	1	2	5	6	9	0
②	氏名	(フリガナ)	ネンキン				タロウ				
		(氏)	年金				(名)	太郎			
③	生年月日	昭和		27		年		4		月 20 日	
④	住所	郵便番号	1	6	8	-	8	5	0	5	
		(フリガナ)	スギナミクタクaidoニシ								
杉並区高井戸西3-5-24											

繰上げの請求を行うことによる制約等を理解のうえ、

<input checked="" type="checkbox"/>	ア. 老齢基礎年金の全部を繰上げ請求します。(国民年金法附則第9条の2)
<input type="checkbox"/>	イ. 老齢基礎年金の一部を繰上げ請求します。(平成6年改正法附則第27条)
<input type="checkbox"/>	ウ. 老齢厚生年金の繰上げおよび老齢基礎年金の全部を繰上げ請求します。(厚生年金保険法附則第13条の4および国民年金法附則第9条の2)
<input type="checkbox"/>	エ. 老齢厚生年金の繰上げおよび老齢基礎年金の一部を繰上げ請求します。(厚生年金保険法附則第13条の4および国民年金法附則第9条の2の2)
上記エの請求をされた方は右の	
<input type="checkbox"/>	1 厚生年金保険法に定める障害の
<input type="checkbox"/>	2 長期加入の特例に
<input type="checkbox"/>	3 坑内員・船員の特例による請求

平成 26 年 4 月 25 日

※ 基礎厚生 年金決定 65	改定年月日				事由 0 2 . 1 2	※ 定額部分 開始年齢 月数	歳	月
	年	月	日	歳			月	
				歳			月	

電話番号 (0 3) - (3334) - (1234)



(裏面の「注意事項」および「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。)

(26.4)

1405 1018 004



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

場合に応じて提出・添付するもの②

● 老齢基礎年金支給繰下げ請求書（繰下げ請求する場合）

国民年金 厚生年金保険		老齢基礎 厚生年金支給繰下げ請求書		様式第 235 号	
54	57	65	80	①特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が、老齢基礎年金および老齢厚生年金、またはそのいずれか一方の年金の支給を66歳以降に繰下げて受けようとするとき、②老齢厚生年金（または老齢基礎年金）の受給権者が、老齢基礎年金（または老齢厚生年金）の支給を66歳以降に繰下げて受けようとするとき、の届	
① 年金証書の基礎年金番号および年金コード		基礎年金番号		年金コード	
		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1 5 0			
② 生年月日		大 3 . 昭 5 . 平 7		○ ○ ○ ○ ○ ○	
③ 特別支給の老齢厚生年金または老齢基礎年金の受給権を取得した日以降に国民年金または厚生年金保険（船員含む）の被保険者であった期間がありますか。ある方は、該当する制度の名称および期間を記入してください。		ある ・ ない			
④ 特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した日以降に各種共済組合等の組合員または加入者であった期間がありますか。ある方は、その共済組合等（支部）の名称および期間を記入してください。		ある ・ <u>ない</u>			
⑤ 配偶者について、右の欄に記入してください。		現在、公的年金制度等から老齢・退職または障害を支給事由とする年金を受けていますか。		ア 老齢・退職の年金を受けている。 イ 障害の年金を受けている。 ウ いずれも受けていない。	
		受けているときは、その公的年金制度等の名称および年金証書の基礎年金番号・年金コード、恩給証書等の記号番号		名称 基礎年金番号	
		その支給を受けることとなった年月日		昭和 平成 年 月 日	
⑥ あなたは現在、公的年金制度から年金を受けていますか。受けている方・請求中の方は、その制度の名称および年金証書の基礎年金番号・年金コード（記号番号）を記入してください。		ア 受けている ・ イ 受けていない ・ ウ 請求中		名称 基礎年金番号	
⑦ 上記⑥の年金を受けている方は、その支給を受けることとなった年月日		昭和・平成 年 月 日			
⑧ 平成19年4月1日以降に老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給権を取得した場合で、今回、繰下げて受けようとする年金以外の年金について、引き続き繰下げを希望されますか。		ア. 老齢基礎年金については、引き続き繰下げを希望します。 イ. 老齢厚生年金については、引き続き繰下げを希望します。			
※ 基礎・厚生年金決定 65		改定年月日 事由		事由 調整額	
		03 13 23		基付上独	
※ 年金額改定 54		改定年月日 事由		※配偶者の基礎年金番号・年金コードの訂正・収録 80	
				1 2	
郵便番号		〒0000000		平成〇〇年〇〇月〇〇日 提出	
受給権者住所		〒0000000		年金事務所 日本年金機構	
氏名		ネンキン 年金 太郎		受付年月日	
自宅の電話番号		(〇〇) - (〇〇〇〇) - (〇〇〇〇)		受付年月日	
⑨ 受給権者の住民票コード		070		(裏面の「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。)	
⑩ 生計維持申立					
配偶者および子の氏名		生年月日		受給権者との続柄 障害の状態にありますか	
年金 花子		明治 昭和 大正・平成〇〇年〇〇月〇〇日		妻 ある ・ <u>ない</u>	
		昭和・平成 年 月 日		ある ・ ない	
		昭和・平成 年 月 日		ある ・ ない	
□上記の者は、受給権を取得した当時から引き続き生計を維持していることを申し立てる。 □上記の配偶者によって、私は生計を維持されていることを申し立てる。 平成〇〇年〇〇月〇〇日 受給権者氏名 年金 太郎					
(生計維持申立書欄中「□」は、いずれか該当する方に「✓」を記入してください。)					



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

場合に応じて提出・添付するもの③

- 年金受給選択申出書（他の年金を受け取っている場合）

国民年金
共済年金
厚生年金保険

様式第201号
日本年金機構

年金受給選択申出書

(選択関係にある二つ以上の年金を受けられるようになったときに停止の解除を申請する届及び生計維持申立)

平成〇〇年〇〇月〇〇日 提出

① 基礎年金番号	2 4 1 5 - 1 2 5 6 9 0																
② 選択方法	<input checked="" type="checkbox"/> 年金額が多いほうを選択する。 ➡ ③欄を記入してください。 <input type="checkbox"/> 受ける年金を指定する。 ➡ ③、④、⑤、⑥欄を記入してください。																
③ 選択する年金の年金証書の年金コード(支給停止の解除を申請する年金)	1 1 5 0 1 3 5 0																
④ 選択する年金以外の年金証書の年金コード																	
⑤ 障害給付を選択する65歳以上の方で老齢給付または遺族給付を受けている方は、ア～エのいずれかを○で囲んでください。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">ア 障害基礎年金と障害厚生(共済)年金を選択</td> <td style="width: 25%;">イ 障害給付と老齢厚生(退職共済)年金または遺族厚生(共済)年金の併給</td> <td style="width: 25%;">エ 障害給付と老齢厚生(退職共済)年金の一部と遺族厚生(共済)年金(配偶者の死亡によるものに限る)の一部の併給</td> <td style="width: 25%;">エ 障害給付の一部と老齢給付の一部と遺族厚生(共済)年金の併給</td> </tr> </table>	ア 障害基礎年金と障害厚生(共済)年金を選択	イ 障害給付と老齢厚生(退職共済)年金または遺族厚生(共済)年金の併給	エ 障害給付と老齢厚生(退職共済)年金の一部と遺族厚生(共済)年金(配偶者の死亡によるものに限る)の一部の併給	エ 障害給付の一部と老齢給付の一部と遺族厚生(共済)年金の併給												
ア 障害基礎年金と障害厚生(共済)年金を選択	イ 障害給付と老齢厚生(退職共済)年金または遺族厚生(共済)年金の併給	エ 障害給付と老齢厚生(退職共済)年金の一部と遺族厚生(共済)年金(配偶者の死亡によるものに限る)の一部の併給	エ 障害給付の一部と老齢給付の一部と遺族厚生(共済)年金の併給														
⑥ 備考																	
⑦ 生計維持申立	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>加算額・加給年金額の対象者の氏名</th> <th>生年月日</th> <th>受給権者との続柄</th> <th>障害の状態にありますか</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金 花子</td> <td>明治・昭和 〇〇年〇〇月〇〇日 大正・平成</td> <td></td> <td>ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>年金 恵子</td> <td>明治・昭和 〇〇年〇〇月〇〇日 大正・平成</td> <td></td> <td>ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td></td> <td>明治・昭和 年 月 日 大正・平成</td> <td></td> <td>ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">上記の加算額・加給年金額の対象者は、加算の対象となったときから引き続き生計を維持していることを申し立てます。</p>	加算額・加給年金額の対象者の氏名	生年月日	受給権者との続柄	障害の状態にありますか	年金 花子	明治・昭和 〇〇年〇〇月〇〇日 大正・平成		ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/>	年金 恵子	明治・昭和 〇〇年〇〇月〇〇日 大正・平成		ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/>		明治・昭和 年 月 日 大正・平成		ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
加算額・加給年金額の対象者の氏名	生年月日	受給権者との続柄	障害の状態にありますか														
年金 花子	明治・昭和 〇〇年〇〇月〇〇日 大正・平成		ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/>														
年金 恵子	明治・昭和 〇〇年〇〇月〇〇日 大正・平成		ある <input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/>														
	明治・昭和 年 月 日 大正・平成		ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>														
⑧ 住所	〒 1 6 8 - 8 5 0 5 杉並区高井戸西3-5-24																
(フリガナ)	ネンキン タロウ																
⑨ 氏名	年金 太郎 (印)																
⑩ 生年月日	明治・昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 大正・平成																
⑪ 連絡先の電話番号	(〇〇) - (〇〇〇〇) - (〇〇〇〇)																



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

場合に応じて提出・添付するもの④

- 所得証明書、課税（非課税）証明書、源泉徴収票のいずれか . . . 振替加算がつく場合
- 生年月日を証する書類として、戸籍の抄本（戸籍個人事項証明書）、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）のいずれか . . . 振替加算がつく場合
- 住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載）（コピー不可） . . . 振替加算がつく場合
- ご本人の収入が年金を受け取る権利が発生したときから、おおむね5年以内に850万円未満となることを証明できる書類 . . . 振替加算がつく場合
- 委任状（ご請求者が署名捺印したもの） . . . 代理人の方が窓口にお越しになる場合
- 窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート等） . . . 代理人の方が窓口にお越しになる場合

年金受給要件を満たさない場合（市町村で受付できない場合）

- 厚生年金のみの方
- 複数の年金制度に加入の方
- 国民年金（第3号）の方



お近くの年金事務所、
または年金相談センターへ
お問い合わせください。

【国民年金】老齢基礎年金のお手続きについて

ご相談シート

1. 年金手続本人情報の確認

基礎年金 番号		配偶者	あり ・ なし
フリガナ お名前		生年月日	年 月 日
ご住所	〒	電話番号	

本人確認資料でご本人か確認しましたか？

2. 受給資格要件の確認

加入期間が25年（300ヶ月）以上であることを確認しました。

	保険料 納付済月数	全額免除 月数	1/4納付 月数	半額納付 月数	3/4納付 月数	合計
～平成21年3月	①	③	⑤	⑦	⑨	
平成21年4月～	②	④	⑥	⑧	⑩	

①	③×1/3	⑤×1/2	⑦×2/3	⑨×5/6
+	+	+	+	+
②	④×1/2	⑥×5/8	⑧×3/4	⑩×7/8
▼	▼	▼	▼	▼
+				

772,800円×

480ヶ月（40年）

=

年金額の見込み額
(年額)

3. 年金の繰上げ、または繰下げ

共通	<input type="checkbox"/> 年金受給率は生涯同じです。 <input type="checkbox"/> 取消、変更はできません。
繰上げ	<input type="checkbox"/> 障害基礎年金、寡婦年金が受けられなくなります。 <input type="checkbox"/> 国民年金に任意加入できなくなります。 <input type="checkbox"/> 追納することはできません。 <input type="checkbox"/> 65歳になるまで遺族厚生年金・遺族共済年金を併給できません。 <input type="checkbox"/> 遡って支給はされません。（請求したときから支給されます。）
繰下げ	<input type="checkbox"/> 繰下げできるのは、他年金の権利が発生するまでの間です。 <input type="checkbox"/> 他年金の権利が発生したら、すみやかに年金の請求手続きを行ってください。 <input type="checkbox"/> 繰下げ請求は、老齢基礎年金の権利発生から1年以上お待ちください。 <input type="checkbox"/> 加算額は、繰下げしても増額されません。 <input type="checkbox"/> 繰下げ請求の翌月分から年金をお支払いし、繰下げ待機は最大70歳までとなります。 <input type="checkbox"/> 「繰下げによる増額請求」または「増額のない年金をさかのぼって受給」のどちらか一方を選択できます。 <input type="checkbox"/> 繰下げ請求は、遺族が代わって行うことはできません。 <input type="checkbox"/> 在職中の方は、調整後の年金が増額の対象となります。

<年金証書の送付から、約1ヶ月～2ヶ月後に年金の受け取りが始まります>

問合せ先

〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係
 所在地 〇〇県〇〇市・・・
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

管轄年金事務所

〇〇年金事務所
 所在地 〇〇市・・・
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

受付年月日

老齢基礎年金

〇〇 〇〇 様

平成〇〇年〇〇月〇〇日

● **年金の受給要件（年金を受け取るための要件）**

- 加入期間が合わせて25年以上あり、受給資格を満たしています。
(資格期間短縮の特例、またはその他の特例に該当する場合を含みます。)

● **年金の支給**

- 年金の支払いは、受給権が発生した月の翌月分からの
支払いとなります。
- 振替加算の支給の有無、支給額、支給停止について
説明を行いました。
- 受給権発生以降に加入した厚生年金保険の被保険者期間は、
退職時（1ヶ月経過後）または65歳到達時に年金額を改定する
際の計算に含まれます。

● **年金の繰上げ・繰下げ**

(年金を早く減額で受け取る・遅く増額で受け取る場合の注意事項)

- 繰上げ、繰下げ請求を【希望する（歳 月で）・希望しない】
ことを確認しました。
- 繰上げ【全部・一部】における注意点の説明を行いました。
- 繰下げにおける注意点の説明を行いました。

- **選択**

(年金の権利が複数ある方の手続)

- 受け取る年金の変更は、年金受給選択申出書の受付月の翌月分からとなります。

- **その他**

- 年金の支給を受ける権利の発生から5年を経過したときは、5年より前の期間は時効によりお支払いできません。

上記について説明しました。
※再度のご相談にはこちらもお持ちください。

問合せ先

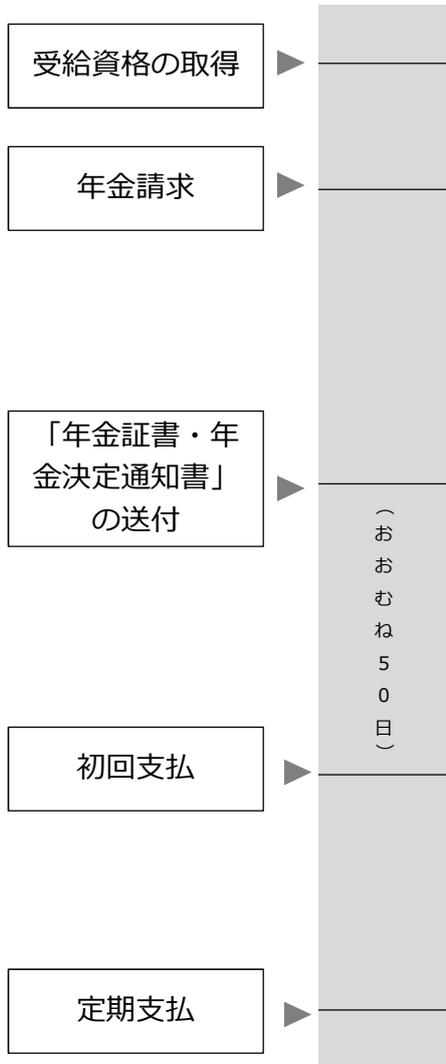
〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係
所在地 〇〇県〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

老齢基礎年金のお手続の完了について

③-2

1. 年金の決定と支払

年金請求の手続きが終わると下図のように各種通知書等が送付され、年金の支払が行われます。



「年金証書・年金決定通知書」でお知らせしている内容は受給資格を取得した時点のものです。

老齢基礎年金の繰上げ請求をされる場合など、繰上げに関する内容は「支給額変更通知書」でご確認ください。

● 初回支払

年金が決定されて初めて支払が行われるのは、年金証書が送付されてからおおむね50日程度です。

ただし、2つ以上の年金を受ける権利のある方や、年金給付に調整のある方は50日以上かかる場合があります。最小に支払われる金額は、原則として支給開始年月※から直前の支払月の前月分までです。

※支給開始年月は年金証書に記載の「受給権を取得した年月」の翌月です。「年金決定通知書」に記載されています。

※繰上げ、繰下げ請求の場合には、請求日の翌月から支給が開始されます。

● 定期支払

年金は 2月、4月、6月、8月、10月、12月の偶数月の15日（土曜日、日曜日、休日の場合は、その直前の営業日）に支払われます。ただし、初めて支払われるときや、遡って過去の支払が発生した場合などは、奇数月に支払われることがあります。

各定期月に支払われる年金額は支払月の前2ヶ月分です。

例 2月の支払 前年12月と、1月の2ヶ月分
4月の支払 2月と、3月の2ヶ月分

「年金振込通知書」「年金支払通知書」は、年金額が変更にならない限り、年1回6月頃に届きます。

2. おわりに

公的年金制度は、長期にわたるため、お手続き後の生活状況の変化などにより各種のお手続きが必要となる場合があります。

次のような事例に該当したときには、市町村窓口、または年金事務所までご連絡ください。

- 原則としてご本人からのご連絡が必要です。
- お手元に年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意のうえ、お問い合わせください。
- お手続きに際しましては、ご本人であることを確認できる書類などの提出、届出印のご準備をお願いすることがあります。また、お手続きの内容によっては、住民票・印鑑登録証明書・戸籍謄（抄）本などの公的書類をご提出いただく場合もあります。
- 後日、年金証書、年金決定通知書、パンフレット「年金を受給される皆様へ」をお送りします。気になる点がございましたら、パンフレットをご参照ください。

ねんきんダイヤル

0570-05-1165（ナビダイヤル）
050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165（一般電話）

受付時間： 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

問合せ先

〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係
所在地 〇〇県〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

管轄年金事務所

〇〇年金事務所
所在地 〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

【国民年金】老齢基礎年金のお手続きについて

④

月 日までに、次の書類をご提出ください。

チェックボックス	提出・ご持参するもの	入手先
<input type="checkbox"/>	年金請求書 （国民年金・厚生年金保険老齢給付）	当窓口または年金事務所
<input type="checkbox"/>	年金手帳、年金証書、基礎年金番号通知書のいずれか ※基礎年金番号の確認	—
<input type="checkbox"/>	預金通帳（貯金通帳）またはキャッシュカード写し等 （コピー可） ※年金の振込先の確認 ※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要	—
<input type="checkbox"/>	戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）、住民票（コピー不可）、住民票の記載事項証明書のいずれか ※平成 [] 年 [] 月 [] 日以降発行のもの、かつ、年金請求書提出日の6カ月以内に交付されたもの ※年金請求書で住民票コードを記入済みの方は省略可 ※生年月日の確認	[] 番窓口または [] 市役所出張所
<input type="checkbox"/>	印鑑 （認め印でも可、スタンプ印は不可）	
◆ 繰上げ請求される場合		
<input type="checkbox"/>	老齢基礎年金支給繰上げ請求書	当窓口または年金事務所
◆ 繰下げ請求される場合		
<input type="checkbox"/>	老齢基礎年金支給繰下げ申立書	当窓口または年金事務所

チェック ボックス	提出・ご持参するもの	入手先
◆他の年金を受け取っている場合		
<input type="checkbox"/>	年金受給選択申出書	当窓口または 年金事務所
◆配偶者がいる場合		
<input type="checkbox"/>	戸籍の抄本（戸籍個人事項証明書）、戸籍の 謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の記載 事項証明書（戸籍の一部事項証明書）のい ずれか ※平成 [] 年 [] 月 [] 日以降発行のもの、 かつ、年金請求書提出日の6カ月以内に交付されたもの ※配偶者とご本人の身分関係の確認 ※ご本人の戸籍の抄本（戸籍個人事項証明書）は筆頭者欄の 記載があるもの	[] 番窓口または [] 市役所出張所 ※平成 [] 年1月1日 に住民登録した市区町村 で発行
<input type="checkbox"/>	住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載） （コピー不可） ※平成 [] 年 [] 月 [] 日以降発行のもの、 かつ、年金請求書提出日の6カ月以内に交付されたもの	[] 番窓口または [] 市役所出張所
<input type="checkbox"/>	配偶者の年金手帳、基礎年金番号通知書、厚 生年金保険被保険者証（コピー可）のい ずれか	
◆振替加算がつく場合		
<input type="checkbox"/>	所得証明書、課税（非課税）証明書、源泉徴 収票のいずれか ※平成 [] 年1月～12月の所得に関するもの ※ご本人の年収が850万円（所得が655.5万円）未満の場合 ※収入または所得がないことの確認 ※収入に関する認定書類のいずれかで代替可能	[] 番窓口または [] 市役所出張所 ※平成 [] 年1月1日 に住民登録した市区町村 で発行
<input type="checkbox"/>	ご本人の収入が年金を受け取る権利が発生し たときから、おおむね5年以内に850万円未満 となることを証明できる書類 ※例：退職年齢を明らかにできる勤務先の就業規則（コピー 可）など ※ご本人の年収が年金を受け取る権利が発生したときから、 おおむね5年以内に850万円（所得が655.5万円）未満と なる見込みがある場合 ※収入または所得がないことの確認 ※収入に関する認定書類のいずれかで代替可能	[] 番窓口または [] 市役所出張所 ※平成 [] 年1月1日 に住民登録した市区町村 で発行

チェックボックス	提出・ご持参するもの	入手先
◆収入に関する認定書類		
<input type="checkbox"/>	健康保険被保険者証または組合員証等 ※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）	—
<input type="checkbox"/>	第3号被保険者認定通知書（第3号被保険者資格該当通知書）、年金手帳（第3号被保険者である旨の記載があるものに限る）のいずれか ※国民年金第3号被保険者の場合	—
<input type="checkbox"/>	年金証書および決定通知書（裁定通知書） ※公的年金の加給年金額対象者または加算対象者の場合	—
<input type="checkbox"/>	国民年金保険料免除該当通知書、国民年金保険料免除申請承認通知書のいずれか ※国民年金保険料免除者の場合	—
<input type="checkbox"/>	保護開始決定通知書 ※生活保護受給者の場合	—
◆配偶者と同一世帯でない場合の生計同一に関する資料		
<input type="checkbox"/>	別世帯になっていることについての理由書 ※住民票上世帯が別だが、住所が住民票上同一であるとき	[] 番窓口または [] 市役所出張所
<input type="checkbox"/>	同居についての申立書、別世帯になっていることについての理由書、生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員や町内会長等第三者の証明書またはそれに代わる書類（※）のいずれか一つ ※単身赴任、療養等のやむを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、その事情が消滅したときは日常生活を共にし、生活上の家計を一つにするとき。	当窓口または 年金事務所
（※）第三者の証明書に代わる書類		
<input type="checkbox"/>	健康保険被保険者証または組合員証等 ※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）	—
<input type="checkbox"/>	給与簿または賃金台帳等 ※給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合	—
<input type="checkbox"/>	※源泉徴収票または課税（非課税）証明書等 ※税法上の扶養家族になっている場合	—
<input type="checkbox"/>	定期的に送金されていたことのわかる現金封筒または預貯金通帳等 ※定期的に送金がある場合	—

<代理の方が窓口にお越しになる場合>

チェック ボックス	提出・ご持参するもの	入手先
<input type="checkbox"/>	委任状 ※ご請求者が署名捺印したもの	当窓口
<input type="checkbox"/>	窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの (運転免許証、パスポート等)	

問合せ先

〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係

所在地 〇〇県〇〇市・・・

電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

管轄年金事務所

〇〇年金事務所

所在地 〇〇市・・・

電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

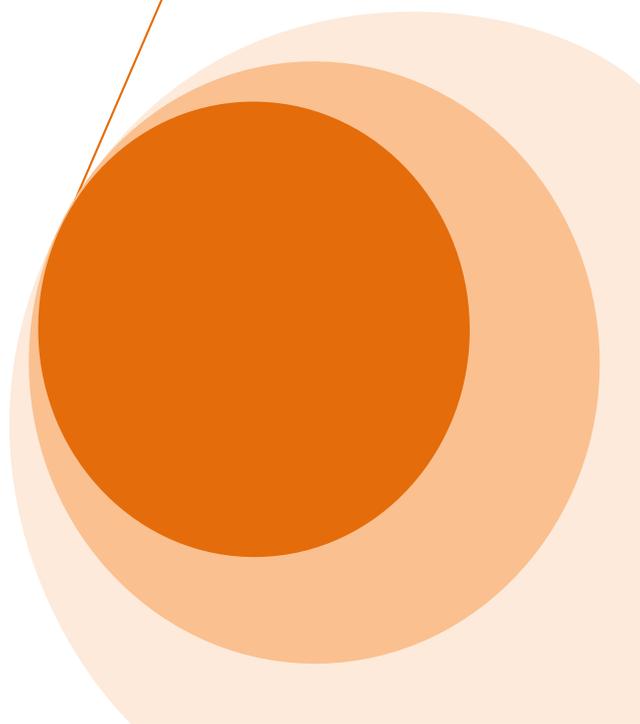
チェックリスト（老齢基礎年金）

年 月 日 チェック者氏名

項目内容		チェック内容	
①	繰上げ意思の確認	<input type="checkbox"/>	老齢基礎年金請求前の国民年金未納の有無と保険料納付を確認しているか。
		<input type="checkbox"/>	繰上げによる影響を説明したか。
②	繰下げ意思の確認	<input type="checkbox"/>	申出前に、他年金受給権発生の有無を確認しているか。
		<input type="checkbox"/>	様式 103 号の添付があるか。
③	裁定請求書 受付年月日	<input type="checkbox"/>	受付日が受給権発生日から 5 年を経過している場合、「年金裁定請求の遅延に関する申立書」の添付がされているか。（受給権発生日が平成 19 年 7 月 7 日以降であり、かつ、記録の訂正等により時効を援用しないと判断された場合は添付不要）

⑥

Handbook | 老齡基礎年金
解説集



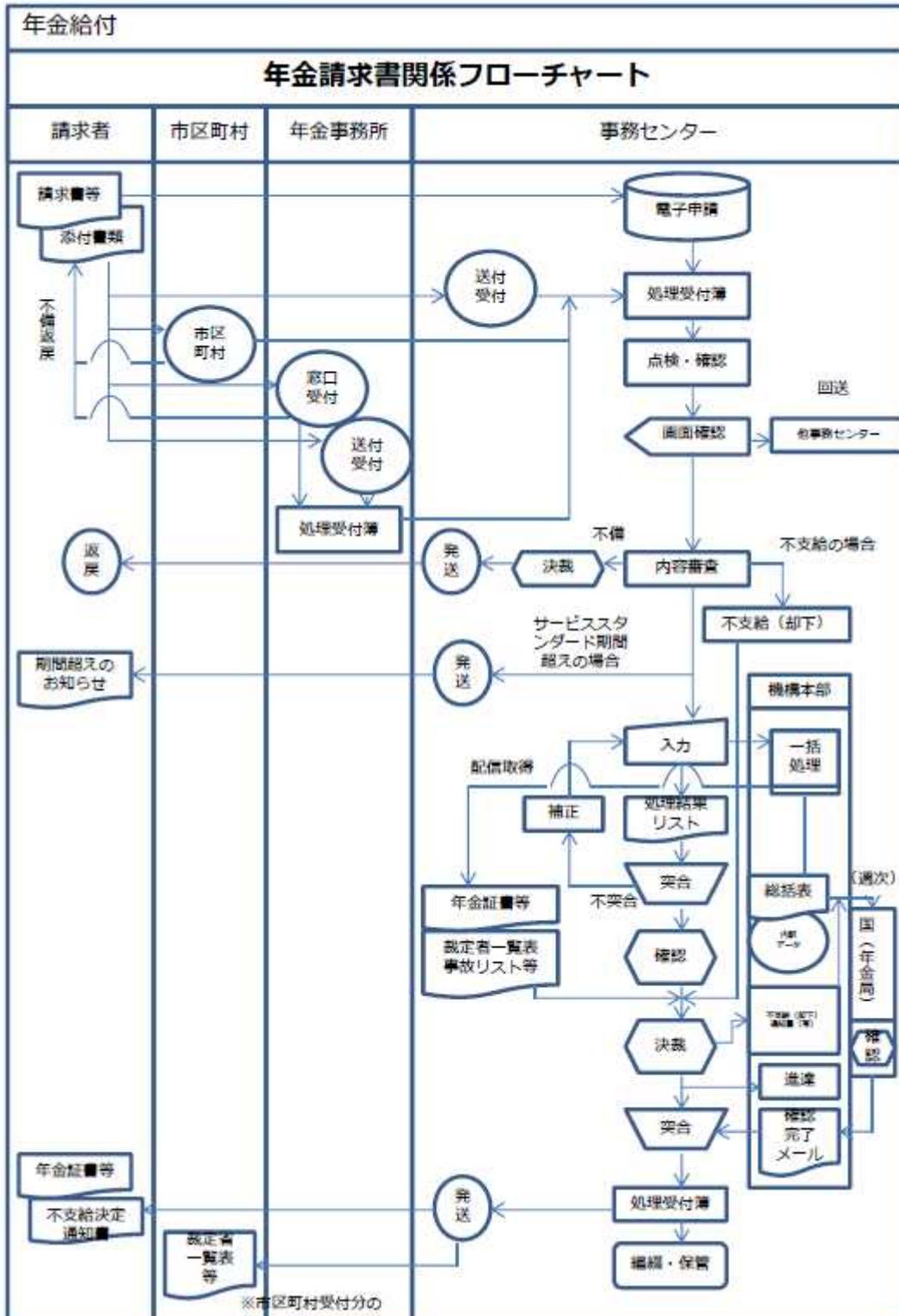
INDEX

INDEX 目次

I.Operation～全体業務を理解する	1
II.Summary～業務の目的・概要	2
III.Decision～判断フロー～	3
IV.Process～業務全体手順～	5
V.Guide～対応ガイド解説～	6
VI.Question～疑義紹介～	8

I

Operation ~全体業務を理解する~



II

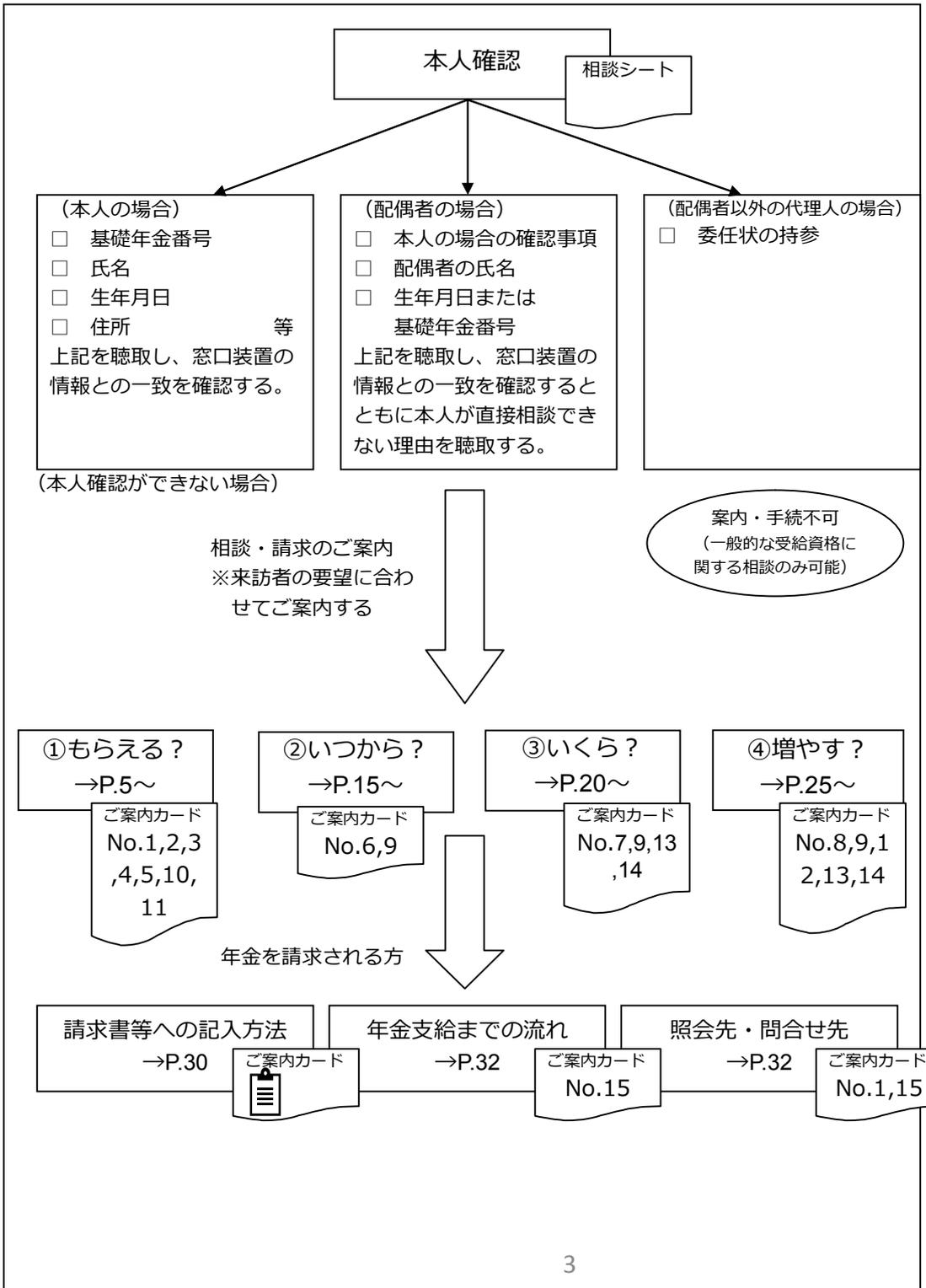
Summary ～業務の目的・概要～

目的	国民年金の被保険者または被保険者であった人が老齢給付を受けるときの請求概要
要件	<p>国民年金の被保険者または被保険者であった人が、原則として次のすべての事由に該当したときは、老齢基礎年金の請求を行う。</p> <p>① 65歳に達している ② 受給資格期間(注1)を満たしている(注2)(注3)</p> <p>(注1)⇒受給資格期間とは、原則として、保険料納付済期間と保険料免除期間および合算対象期間を合計した期間が25年以上あることである。 (注2)⇒受給資格期間を満たしていれば、65歳になる前に繰上げ請求を行うことにより減額された老齢基礎年金を受給することができる。 (注3)⇒繰下げ支給の申し出をすると、支給開始年齢が66歳以上70歳までの希望するときまで引き上げられる。</p> <p>受給権を取得した日から5年以上経過した後に繰下げの申出を行った場合には、受給権を取得した日から起算して5年を経過した日に遡って繰下げの申出があったものとみなし、その日の翌月分から増額された年金を支給する。ただし、繰下げの申出があったとみなす日が、実際に繰下げの申出を行った日から5年以上遡る場合に、遡及して支払われる年金は5年分となる。</p>
結果	年金受給権者となり、受給権発生月の翌月分から年金の受け取りができる。『年金証書・年金決定通知書』が送付される。市区町村に対して『国民年金老齢年金裁定者一覧表』が送付される。

提出	提出者	請求者（本人または代理人）
	提出先	最寄りの年金事務所（送付の場合は事務センターでも可）または市区町村役場
	提出方法	窓口持参／送付／電子申請（市区町村役場へ提出の場合は不可）
	提出時期	受給権発生日以降で年金の決定を受けようとするとき
Point	☞受給権発生から5年を経過した後に請求された場合は、受給権（基本権）は認められるものの、遡及して支払われる年金は5年分である。なお、時効特例法に該当する場合は、この限りでない。	

第2章 窓口業務

1. 判断フロー

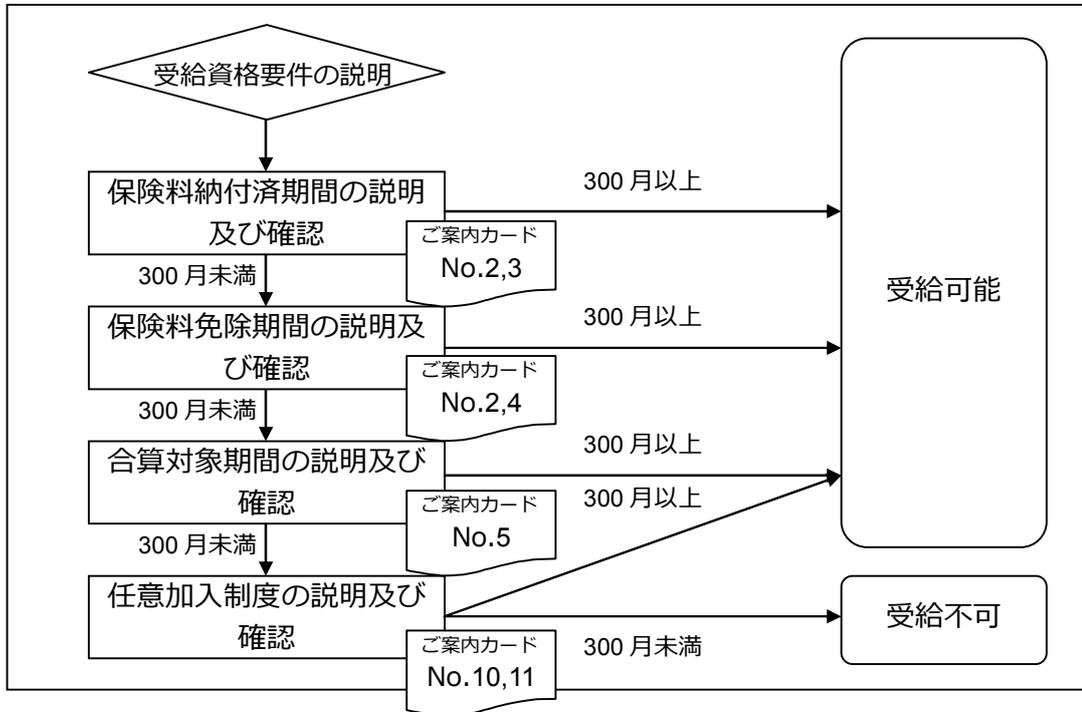


III

Decision ~判断フロー~

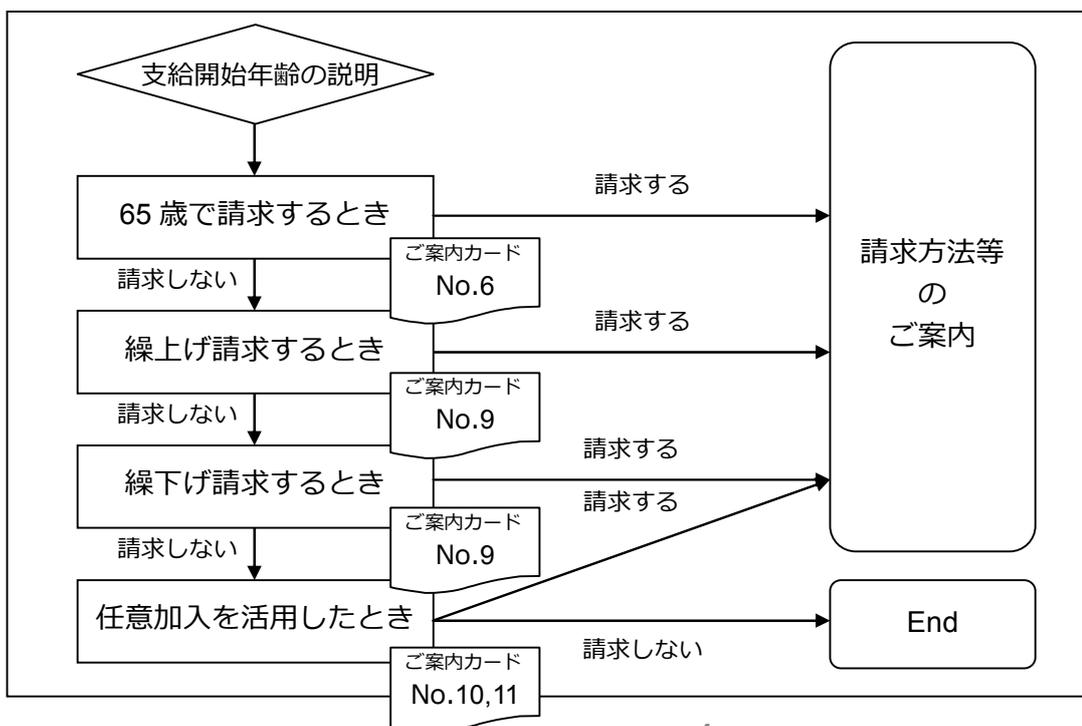
①もらえる？

(老齢基礎年金を受給できるか分からない方等)



②いつから？

(いつ請求するか決めていない方等)



IV

Process ～業務全体手順～

- (1) 本人確認
- 年金に関する照会（年金相談）等であるとき、相談者が本人であるか、または代理人であるかを確認する。
- ① 本人の場合
- 相談者が本人であるとき、「基礎年金番号」「氏名」「生年月日」「住所」等を聴取し、これらの情報が窓口装置の情報と一致することを確認のうえ、回答を行う。
- ② 代理人の場合
- 【配偶者が代理人であるとき】
- ①「本人の場合」の確認項目に加え、配偶者の「氏名」「生年月日」または「基礎年金番号」を聴取し、これらの情報が窓口装置の情報と一致することを確認するとともに、本人が直接相談できない理由を聴取のうえ、回答を行う。
- 【配偶者以外の方が代理人であるとき】
- 配偶者以外の方が代理人であるときは、委任状を持参した場合を除き、一般的な受給資格についてのみ回答を行うことができる。
- (2) 受給相談
- ① 受給資格要件の説明
- 受要件について、次のとおり説明する。
- 老齢基礎年金は、保険料納付済期間または保険料免除期間などの受給資格期間が合わせて25年以上ある人に原則として、65歳から支給される。
- 受給資格期間には、保険料納付済期間または保険料免除期間のほかに、合算対象期間等も算入される。
- 法律上の年齢の計算は、生まれた日を1日目として算入するため、誕生日の前日で次の年齢に達したとみる。よって月の「1日」生まれの人の場合は、受給権の発生日が誕生月の前月となるため、注意が必要である。
- ② 支給開始年齢の説明
- 老齢基礎年金の支給開始年齢は、原則65歳である。
- 【繰上げ・繰下げ】
- 受給権を満した人は、60歳から65歳までの希望するときから支給開始年齢を繰上げ、または65歳からの支給開始を66歳以後70歳までの希望するときから繰下げて受給することができる。

相談シート

注意

相談者が本人または配偶者であることに疑問が生じた場合は、来訪を促すなど慎重な対応が必要である。

注意

電話照会で相談者が本人以外の場合、金額に関する事項の回答は行わない。代理人が委任状を持参した場合は、本人が来所した場合と同様の扱いとする。

ご案内カード
No.1～5

条文

国年法附9条の2

(1) ご案内カードNo1 ～年金請求窓口のご案内～

【対応局面】

- 年金を受け取れるか疑問をもったお客様
- 年金の加入期間の確認に来たお客様

【対応ポイント】

- ① 現住所が申請されている市町村と同一であることを確認します。
- ② 国民年金の第1号被保険者期間のみの方が市町村窓口にて年金額を請求できます。
- ③ 厚生年金への加入期間がある方、第3号被保険者期間がある方、合算対象期間期間を利用する方は、年金事務所にて年金額を請求できます（市町村では請求できない）
共済組合の加入期間のある人は年金事務所または共済組合で年金額を請求できます。

ご案内カード
No.1～5

 条文

国年法附9条の2

テーマ	学生であった期間の取扱いについて
関連条文	国民年金法昭和60年改正法附則第8条第5項
疑義内容	<p>国民年金法昭和60年改正法附則第8条第5項の政令で定める生徒又は学生の期間（合算対象期間）の証明については、在籍証明書等が挙げられますが、お客様が「昭和44年3月15日卒業」となっている在学期間証明書（昭和42年4月10日から昭和44年3月15日まで）を提出した場合に、卒業した昭和44年3月は大学に在籍していた合算対象期間として、総合的に判断してよいかお伺いいたします。</p>
回答	<p>20歳以上の学生であった期間で、「任意加入できたが任意加入しなかった期間」（昭和60年改正法附則第8条第5項第1号）は合算対象期間になります。</p> <p>合算対象期間の計算方法は、「国民年金の被保険者期間の計算の例による」（通算年金通則法第6条第1項）ものとされ、「被保険者期間を計算する場合には『月』による」（国民年金法第11条第1項）ものとされていますので、昭和44年3月は合算対象期間になります。</p> <p>ただし、「当該期間の計算の基礎となっている月が国民年金の保険料納付済期間又は保険料免除期間の計算の基礎となっているときは、合算対象期間としない」（昭和61年経過措置政令第14条第1項）とされていますので、同月に公的年金制度に加入していれば、合算対象期間とはなりません。</p>
テーマ	海外在住期間を合算対象期間とする場合の確認に必要な書類について
関連条文	国民年金法昭和60年改正法附則第8条第5号9号
疑義内容	<p>海外在住期間の確認書類の「その他上記に掲げる書類に準ずるもの」について、年金の請求において「渡航証明書」（独立行政法人国際協力機構発行）の証明をもって、海外在住についての公的な証明とみなしてもよいでしょうか。また、本件では海外在留国での労働者手帳の写しも添付していただいています。</p> <p>なお、請求者が日本国出国前の日本国在住記録の確認のため戸籍の附票を求めたところ、当時の本籍地の役場には保存していないとのことでした。本来国側で証明できる書類がない状態で、請求者が自ら事実関係を証明するため、外務省の外郭団体である「国際協力機構」にて「渡航証明書」を取得しています。</p>
回答	<p>海外在住期間の確認における「渡航証明書」及び「労働者手帳」は、「その他上記に掲げる書類に準ずるもの」には該当しません。</p>